

眼鏡店における眼科検査について

公益財団法人 日本眼科学会

公益社団法人 日本眼科医会

近年、一部の眼鏡店で「よりよい眼鏡作製の為」と称して、種々の眼科検査が行われている事例があります。

医療の無資格者が検査を行い、その結果を判定したり、疑いであっても病名を告げたりすることは医療行為となり、医師法や保健師助産師看護師法等に違反します。

反対に、検査結果を渡すだけで、その判定が伝えられないのであれば、何のために検査を行うのか疑問ですし、それが有料なら意味の無い検査を有料で行うこと自体が問題となります。

眼鏡店で無資格者が行う眼科検査で目の病気の有無を判定することは非常に危険です。その検査結果をもって、自らの目が健康であると誤認する可能性があります。本来であれば、眼の異常を自覚した方は眼科を受診すべきですが、眼鏡店における検査で目の病気が発見できると誤って判断してしまい、疾病の早期発見の機会を失うことが懸念されます。

以上から、国民の目の健康を守る立場にある眼科団体として我々は、眼鏡店において眼科検査が行われていることを非常に懸念しております。国民の皆様におかれましては、眼鏡店における検査を過信することなく、眼に異常を感じた際や、眼鏡を作製するときには、まず眼科医療機関を受診することを強くお勧めいたします。